

保発 1217 第 1 号  
令和 7 年 12 月 17 日

全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
地方厚生（支）局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 421 号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年省令第 122 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されるところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、御了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

第 1 改正政令の概要

1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正

- (1) 子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、健康保険組合及び全国健康保険協会が積立てを義務づけられている準備金に係る規定において勘案されている、健康保険組合及び全国健康保険協会が納付の義務を負う介護納付金等の納付に要する費用に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を追加する。（第 20 条、第 29 条、第 46 条関係）
- (2) 準備金のうち、子ども・子育て支援納付金にかかる部分については、厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とする。（第 29 条、第 46 条関係）
- (3) その他所要の改正を行う。

- 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正
  - (1) 1の(1)及び1の(2)に準じた改正を行う。（第28条、附則第6条関係）
  - (2) その他所要の改正を行う。

## 第2 改正省令の概要

- 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正
  - (1) 子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、健康保険組合及び全国健康保険協会が義務づけられている保険料等の納入告知に、子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ健保法第160条の2第1項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）を加える。（第136条関係）
  - (2) その他所要の改正を行う。
- 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正
  - (1) 1の(1)に準じた改正を行う。（第164条関係）
- 3 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第144号）の一部改正
  - (1) 改正法の施行において、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条の2を第160条の3とする改正を行ったことに伴う改正を行う。（第15条第5号、第26条第1項、附則第6条関係）
  - (2) その他所要の改正を行う。

## 第3 施行期日

改正政令及び改正省令は、令和8年4月1日から施行するものとする。